

### 国民審査の在外投票を認めない国民審査法を違憲とした 最高裁大法廷判決についての会長声明

2022年5月25日、最高裁大法廷は、最高裁裁判官の国民審査について定めた最高裁判所裁判官国民審査法（以下「国民審査法」という。）が在外国民の審査権を認める規定を欠いていることを違憲とする判決を言い渡した。長年に亘る立法府の怠慢が国民の権利を正当な理由なく奪い続けてきたことを厳しく指摘した画期的な判決である。

本判決は、憲法が最高裁に最終審としての違憲審査権を認めていることに言及した上、国民審査制度を、このような最高裁の地位と権能に鑑みて設けられたものであり、主権者である国民の権利として審査権を保障しているものと位置づけるとともに、国民主権の原理に基づいて憲法に明記された主権者の権能の一内容である審査権は、選挙権と同様の性質を有し、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障していると明確に述べた。そして、国民の審査権またはその行使を制限することは原則として許されず、制限にはやむを得ないと認められる事由がなければならず、やむを得ない事由とは、そのような制限なしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められることを要するという厳格な判断枠組みを示し、本件ではそのような事由は認められないとした。

国民審査制度は最高裁に対する民主的コントロールの手段として重要な意味を持ち、国民による公務員の選定罷免権（憲法

第15条第1項）の現れである。違憲審査権の行使により国家行為の合憲性をコントロールすべき最高裁裁判官の権能の重要性に鑑みれば、憲法が国民審査制度を設けている以上、憲法に「国民審査権」という文言自体はなくても、国民の審査権は憲法上の権利として平等に保障されているというべきである。本判決は、このような当然の事理を明快に論じ、これに反する国の主張を完全に退けた点で、極めて大きな意義を有する。

とりわけ、本判決が国民審査制度の趣旨として最高裁の違憲審査権に触れたことは、注目に値する。最高裁の違憲審査権は、日本の根本法である憲法をその違反や破壊から守る憲法保障・立憲主義の最重要手段である。最高裁が、いま、自身の違憲審査権の重要性に言及したことを、国は真摯に受け止め、まずは本判決が違憲と判断した点についての国民審査法の改正を急務とすべきである。

当会は、国民審査制度の意義の正しい解釈を示した本判決を高く評価するとともに、最高裁が、本判決で示した自身の違憲審査権の意義を見失うことなく、憲法保障及び立憲主義の観点から、憲法が与えた権限を今後も適切に行使することを期待するものである。

2022(令和4)年5月31日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

### ウクライナ避難民保護を名目とする入管法改定案の再提出に反対する会長声明

本年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻以降、ウクライナから逃れてきた人たちの日本への受け入れが進められている。そのさなか、岸田内閣総理大臣は、4月13日、参議院本会議において、ウクライナ避難民の受け入れ対策として「難民条約上の理由以外により迫害を受ける恐れのある方を適切に保護するため、法務省で難民に準じて保護する仕組みの検討を進めている」と述べ、また、古川法務大臣も、同月19日の会見において、「法務省としては、同法案（入管法改定法案）の一部のみを取り出すのではなく、現行法下の課題を一体的に解決する法整備を進めてまいる所存です」と述べた。これらの発言からは、政府が、ウクライナ避難民保護を名目として、昨年廃案となった入管法改定法案（政府案）を修正しないまま再提出することが強く懸念される。

しかし、そもそも政府案は、3回以上の難民認定申請を行った者について、手続中であっても強制送還することができるようにする条項（いわゆる強制送還条項）や、退去命令に従わない人に刑罰を科すという送還忌避罪（退去命令違反罪）の条項の新設を含んでおり、国境を超えた人権擁護システムである難民保護に逆行するばかりか、日本政府が間接的にせよ、他国による迫害に加担する事態すら招きかねないという点で、容認できない内容を含んでいる。これらの問題性については、当会も、2021年3月8日及び同年5月17日の会長声明において指摘したところであり、これらの点が改善されないまま、ウクライナ避難民保護を名目として、政府案が再提出されることは許されない。

また、今回、日本政府は、ウクライナから逃れてきた人たちを、敢えて「難民」とは異なる「避難民」と呼び、難民条約上の「難民」（条約難民）に該当しないということを議論の前提としつつ、政府案の「補完的保護対象者」認定制度（「準難民」制度）によることで、この人たちを「難民に準じて」保護することができるように説明している。

しかし、日本政府は、条約難民の要件の一つである「迫害を受けるおそれ」について、迫害を受ける人が迫害主体から個別的

に把握されていることを要すると極端に狭く解釈しており（個別的把握説）、この解釈を理由に、国際基準に従えば保護されるべき人々であっても、保護を与えていない。そして、政府案は、「準難民」制度についても、「迫害を受けるおそれ」要件を定めているから、個別的把握説を改めなければ「準難民」にも該当しないことになる。

このように、政府案及び政府解釈によれば、ウクライナから逃れてきた人たちを保護することはできないにもかかわらず、あたかも、政府案によってウクライナから逃れてきた人たちの保護が可能になるかのように説明することは、政府案の再提出へと議論を誤導しかねないものであり、市民社会に向けた説明として妥当性を欠く。

翻って、ウクライナから逃れてきた人たちの保護は、難民条約によって可能である。この点、日本政府は、難民条約を狭く解釈し、紛争から逃れてきた人たちは、同条約が規定する5つの迫害理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）のいずれにも当たらないとしているが、同条約の解釈に関する国際的なガイドラインに従えば、紛争から逃れてきた人たちを条約難民として保護することは十分に可能である。

ウクライナをはじめとする、紛争から逃れてきた人たちを保護すべきことは、人権擁護の観点からは当然の結論である。しかし、政府案では保護につながらないどころか、かえって、「難民鎖国」と批判されている日本の現状をさらに悪化させるおそれがある。当会は、2020年1月14日付け意見書において難民保護のあるべき制度を提案してきているが、まさに、今、必要とされるべきは、難民条約について日本政府が誤った解釈を改めることであり、政府案の再提出ではない。

当会は、ウクライナ避難民保護を名目とする、強制送還条項などを含む入管法改定法案の再提出に、改めて、強く反対する。

2022(令和4)年6月2日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦